

重度訪問介護事業者を対象に アンケート（自主点検）を実施しました

令和6年10月
千葉労働基準監督署

重度訪問介護には、一般的な訪問介護と異なり、利用者宅でのサービス提供の時間制限がない、サービス提供終了後次のサービス提供までの間隔の制限がないといった特徴があり、サービスを提供する労働者が長時間労働を行うことが考えられます。

当署では、重度訪問介護事業者（後述）を対象としてオンラインでアンケート（自主点検）を実施し、このたび結果を取りまとめました。

当署においては、この結果をもとに事業者に対する周知を図るなど、重度訪問介護事業で働く方々の労働条件の確保・改善に向けた取組を進めてまいります。

【アンケートの概要】

1 対象事業場

厚生労働省が提供する介護サービス情報公表システムを用いて、当署管内（千葉市、市原市及び四街道市）に所在する介護事業所のうち、重度訪問介護事業に係る届出を行っているものとして検索した174事業所を対象としました。

2 アンケートの手法

Web上にアンケートサイトを設けたうえで、郵送にて対象事業場に同サイトを通知し、回答へのご協力を要請しました。

3 回答期間

令和6年7月22日から令和6年9月20日まで

4 質問事項

別紙1のとおり。

5 回答数

89事業所から回答をいただきました（回答率：51.1%）。

6 回答の集計

別紙2のとおり。

(別紙1)

アンケート質問事項

問1 現在、重度訪問介護のサービス提供を行っていますか。なお、③または④と回答された場合、問2以降の回答は不要です。[必須]

- ① 重度訪問介護を専業で行っている
- ② 重度訪問介護を他の介護サービスとともに提供している
- ③ 重度訪問介護事業を行っていない
- ④ 重度訪問介護事業の休廃止手続きは行っていないが、サービス提供は行っていない（お断りしている）

問2 現在、貴所に所属する労働者（パート、アルバイト等を含む）は何人いますか。

- ① 1～4人
- ② 5～9人
- ③ 10～29人
- ④ 30～49人
- ⑤ 50人以上

問3 問2で回答された労働者のうち、重度訪問介護事業に従事する方は何人いますか。一部であっても重度訪問介護事業に従事する場合は、人数に含めてください。

- ① 1～4人
- ② 5～9人
- ③ 10～29人
- ④ 30～49人
- ⑤ 50人以上

問4 問3で回答された労働者のうち、直近1か月間（※1）の時間外・休日労働時間（※2）が最も長い方の実績はどの程度でしたか。

（※1）回答日からさかのぼって直近の賃金計算期間締切日までの1か月間。

（※2）各週の実働時間合計から40時間を差し引いた時間。

- ① 時間外・休日労働はない
- ② 30時間以下
- ③ 30時間を超え45時間以下
- ④ 45時間を超え60時間以下
- ⑤ 60時間を超え80時間以下
- ⑥ 80時間を超え100時間以下
- ⑦ 100時間を超える

問5 問4の回答は、貴所で締結している時間外・休日労働協定（36協定）で定める上限時間（特別条項で定める特別延長時間を含みます。）以内となっていますか。

- ① 上限時間以内となっている
- ② 上限時間を上回っている
- ③ 36協定は締結していない（労働基準監督署長に届け出ていない場合を含みます。）

問6 1年程度前と比較して、重度訪問介護事業に従事する労働者の時間外・休日労働の増減はどのようになっていますか。⑤と回答した場合は、問7の回答は不要です。問8にお進みください。

- ① 著しく増加した
- ② わずかに増加した
- ③ わずかに減少した
- ④ 著しく減少した
- ⑤ ほぼ変わりはない

問7 問6で、時間外・休日労働が増加（減少）したと回答した主な理由は何ですか。次のうち最もふさわしい選択肢1つを選んでください。

- ① 介護サービス内容の複雑化（単純化）
- ② 介護サービス利用者の増加（減少）
- ③ 介護サービス提供従事者（労働者）の減少（増加）
- ④ 介護保険制度の変更
- ⑤ その他上記以外の理由

問8 貴所が実施している重度訪問介護事業において、適正な人員配置を100と仮に算定した場合、現状の人員はどの程度ですか（例・適正な人員の1.5倍配置されている場合は150）。なお、本問と問9にいう「適正な人員配置」とは、法令等に基づく配置基準とは無関係に、貴所で適切なサービス提供に必要な人員の配置とお考え下さい。

- ① 120を超える
- ② 100を超え120以下
- ③ 100前後
- ④ 80を超え100以下
- ⑤ 50を超え80以下
- ⑥ 50以下

問9 適正な人員配置を達成するために、どのような措置が必要であるとお考えですか。以下の選択肢から該当するものを選んでください（複数回答可）。

- ① 新たに労働者を雇い入れるにあたっての費用及び賃金の助成
- ② 重度訪問介護に関する介護サービス提供についての規制の見直し
- ③ 介護報酬をはじめとする介護保険制度の見直し
- ④ 所管部局による重度訪問介護サービス利用者の平準化等の調整
- ⑤ 労働時間や賃金制度など、労働基準関係法令の見直し

⑥ 特に措置は必要ない

問 10 現在厚生労働省では、委託事業として各都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、社会保険労務士等の専門家が労務管理に関するアドバイスのため個別企業訪問を行うほか、電話・メール等による相談対応を無料で行っています。この支援を希望しますか。

- ① 希望する
- ② 希望しない

問 11 問 10 で「希望する」と回答された場合、労働基準監督署が働き方改革支援センターへの取次ぎを行い、働き方改革推進支援センターへのご相談を円滑に行うことができるようご案内することができます。このような取次ぎを希望しますか。

- ① 希望する
- ② 希望しない

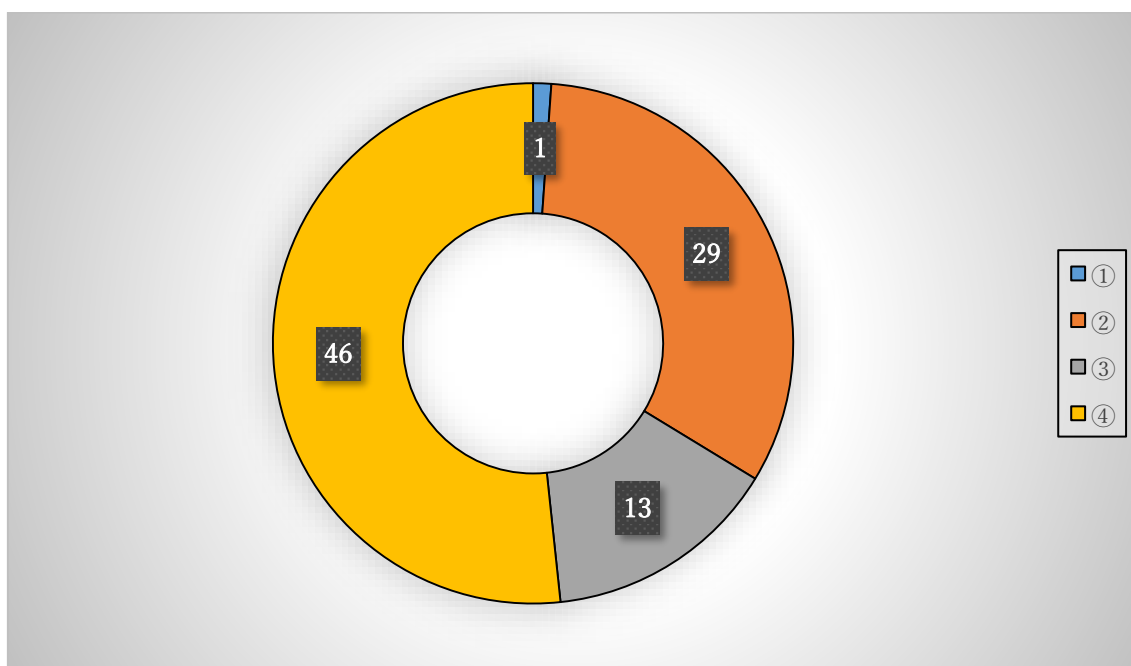
問 12 （自由記入欄）以上のほか、労働行政へのご要望などございましたらご記入ください。

アンケート回答結果

(問 10、問 11 の回答については集約を割愛します。)

問 1 現在、重度訪問介護のサービス提供を行っていますか。

(有効回答数：89)



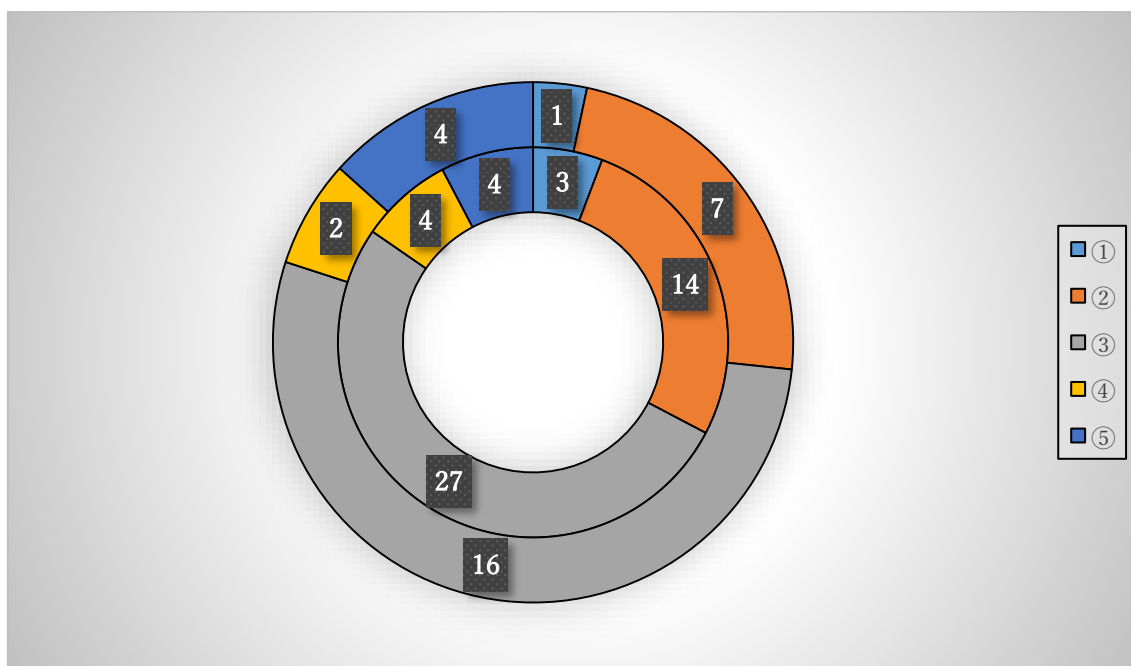
① 重度訪問介護を専業で行っている	1	1.1%
② 重度訪問介護を他の介護サービスとともに提供している	29	32.6%
③ 重度訪問介護事業を行っていない	13	14.6%
④ 重度訪問介護事業の休廃止手続きは行っていないが、サービス提供は行っていない（お断りしている）	46	51.7%

回答の約3分の1の事業所において、重度訪問介護サービスを提供していました。一方で、過半の事業場ではサービス提供を行っていませんでした。

問2 現在、貴所に所属する労働者（パート、アルバイト等を含む）は何人いますか。

以下、問1で①又は②と回答した事業所を対象としているため、有効回答数はその事業所のうち有効回答を行ったものを表示します。一方、問1で③又は④と回答した事業所の一部で問2以降の回答を行ったものがあるため、これも含めた集計結果を「参考回答数」として表示します。

(有効回答数：30、参考回答数：52)

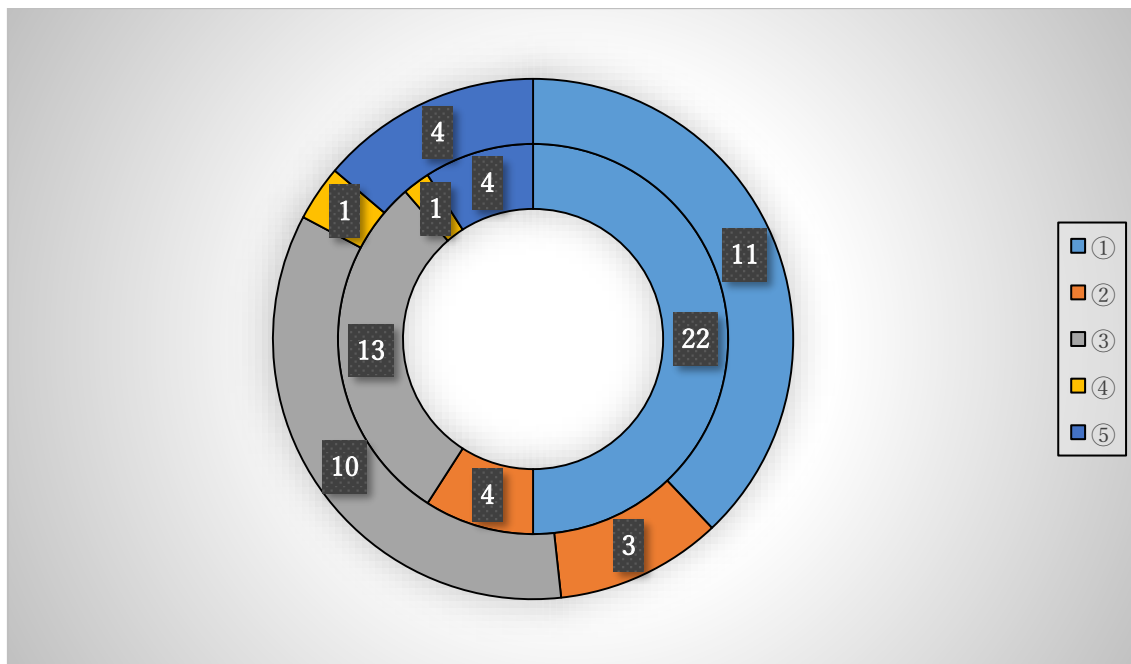


	有効回答数 (外枠)		参考回答数 (内枠)	
① 1～4人	1	3.3%	3	5.8%
② 5～9人	7	23.3%	14	26.9%
③ 10～29人	16	53.3%	27	51.9%
④ 30～49人	2	6.7%	4	7.7%
⑤ 50人以上	4	13.3%	4	7.7%

有効回答で最もボリュームのある層は10～29人で過半を占めています。参考回答でも同様であり、拠点単位では中小規模の事業所がサービス提供を担っていることがわかります。

問3 問2で回答された労働者のうち、重度訪問介護事業に従事する方は何人いますか。一部であっても重度訪問介護事業に従事する場合は、人数に含めてください。

(有効回答数：29、参考回答数：44)



	有効回答数（外枠）		参考回答数（内枠）	
① 1～4人	11	37.9%	22	50.0%
② 5～9人	3	10.3%	4	9.1%
③ 10～29人	10	34.5%	13	29.5%
④ 30～49人	1	3.4%	1	2.3%
⑤ 50人以上	4	13.8%	4	9.1%

問2と比較すると、①の回答ボリュームが厚くなりました。一方で、⑤も1割前後を占め、大規模に重度訪問介護事業を行っている事業所も認められました。

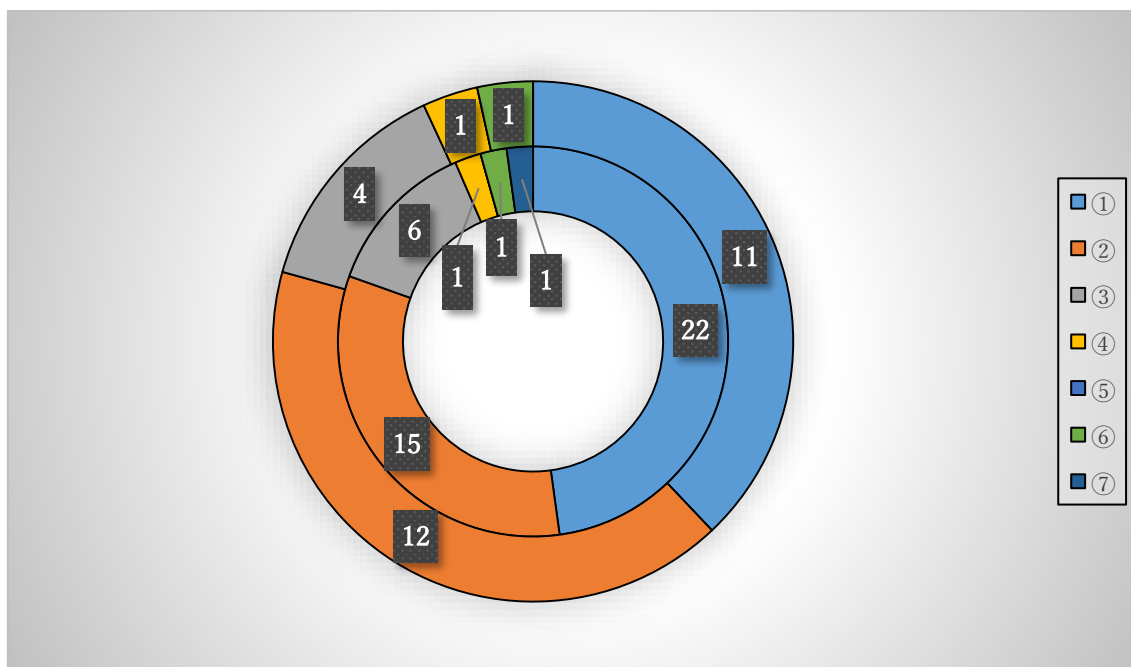
有効回答において、問2と問3の回答が一致している、すなわち労働者の大半が重度訪問介護サービスの提供に従事している事業所は56.7%に上り、重度訪問介護サービスの提供に多くの労働力を投入している実態が認められました。

問4 問3で回答された労働者のうち、直近1か月間（※1）の時間外・休日労働時間（※2）が最も長い方の実績はどの程度でしたか。

（※1）回答日からさかのぼって直近の賃金計算期間締切日までの1か月間。

（※2）各週の実働時間合計から40時間を差し引いた時間。

（有効回答数：29、参考回答数：46）

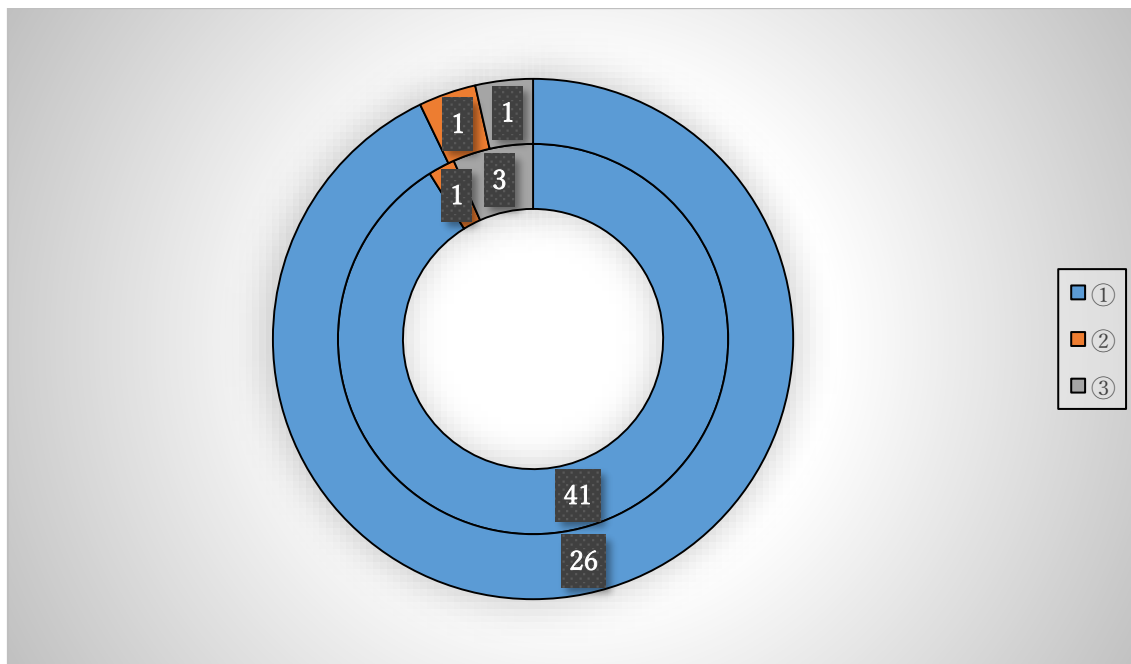


	有効回答数（外枠）		参考回答数（内枠）	
① 時間外・休日労働はない	11	37.9%	22	47.8%
② 30時間以下	12	41.4%	15	32.6%
③ 30時間を超え45時間以下	4	13.8%	6	13.0%
④ 45時間を超え60時間以下	1	3.4%	1	2.2%
⑤ 60時間を超え80時間以下	0	—	0	—
⑥ 80時間を超え100時間以下	1	3.4%	1	2.2%
⑦ 100時間を超える	0	—	1	2.2%

8割近くの事業所で、時間外・休日労働がない又は1か月30時間以下（年換算360時間以下）となっていました。一部事業所で1か月80時間を超える実態が認められました。

問5 問4の回答は、貴所で締結している時間外・休日労働協定（36協定）で定める上限時間（特別条項で定める特別延長時間を含みます。）以内となっていますか。

（有効回答数：28、参考回答数：45）



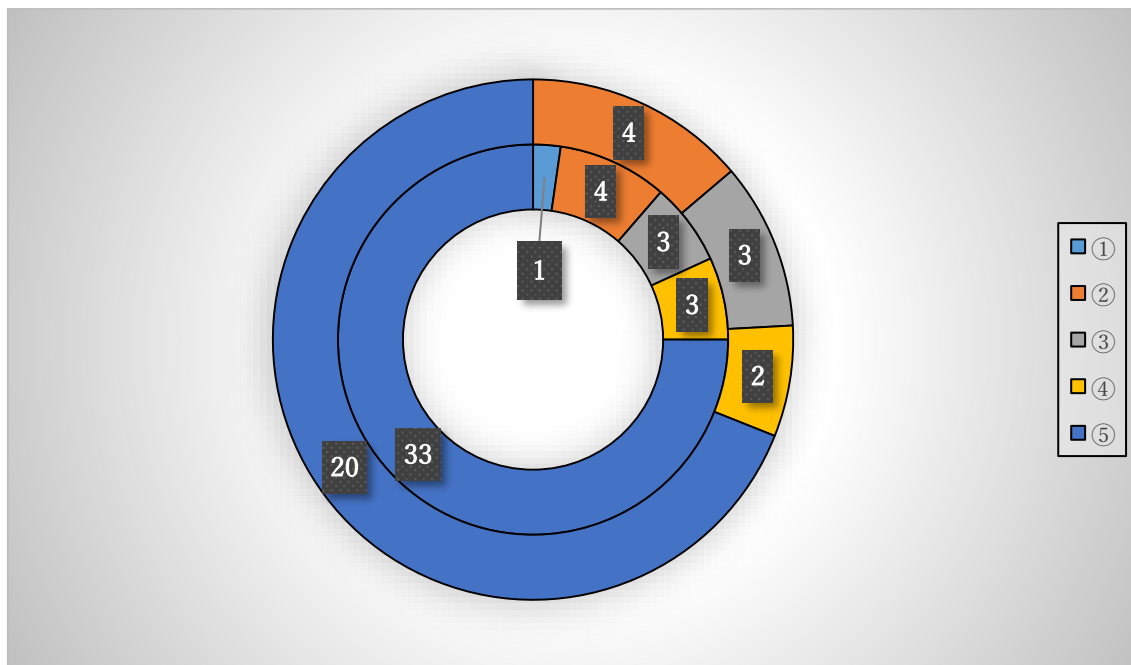
	有効回答数（外枠）		参考回答数（内枠）	
① 上限時間以内となっている	26	92.9%	41	91.1%
② 上限時間を上回っている	1	3.6%	1	2.2%
③ 36協定を締結していない(労働基準監督署長に届け出ていない場合を含みます。)	1	3.6%	3	6.7%

大多数の事業場で、時間外・休日労働が36協定の範囲内で行われていましたが、協定の範囲を超過した時間外・休日労働を行っている事業場も認められました。

なお、③と回答した事業場の一部において、問4で①以外の回答を行っているものがあり、協定の締結・届出がないまま時間外・休日労働を行わせている実態が認められました。

問6 1年程度前と比較して、重度訪問介護事業に従事する労働者の時間外・休日労働の増減はどのようになっていますか。

(有効回答数：29、参考回答数：44)



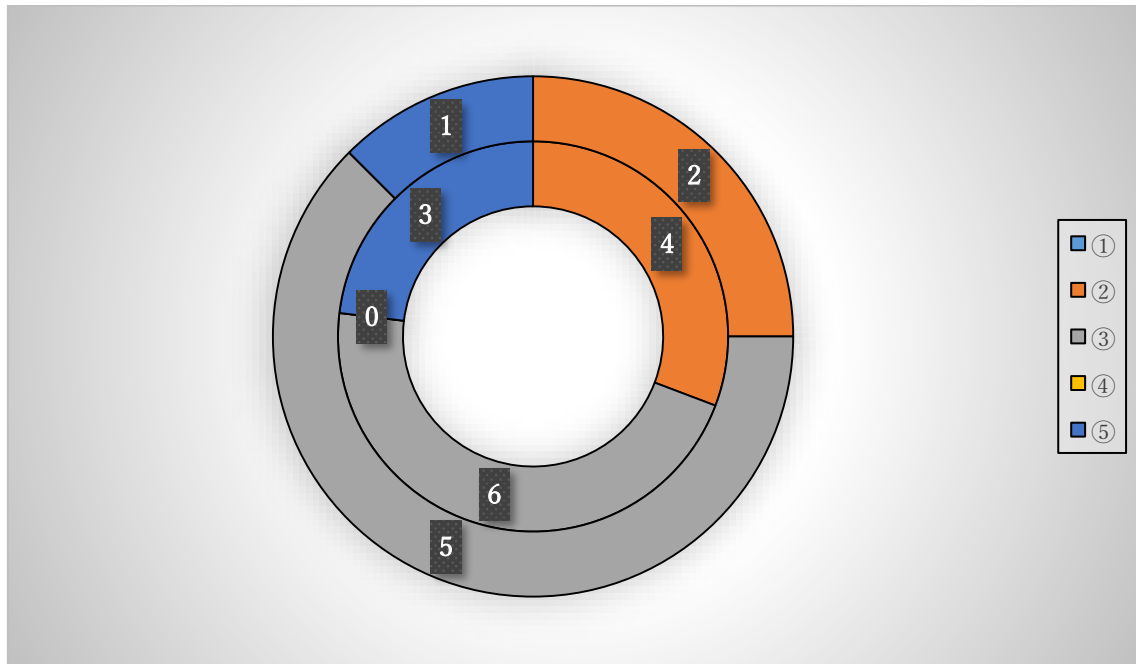
	有効回答数 (外枠)		参考回答数 (内枠)	
① 著しく増加した	0	—	1	2.3%
② わずかに増加した	4	13.8%	4	9.1%
③ わずかに減少した	3	10.3%	3	6.8%
④ 著しく減少した	2	6.9%	3	6.8%
⑤ ほぼ変わりはない	20	69.0%	33	75.0%

近時の時間外・休日労働の増加・減少の傾向を伺ったところ、7割前後の事業所ではほぼ変わりがないとの回答でした。増減があると回答した事業場では、増加、減少のどちらか一方に偏りはみられませんでした。

問7 問6で、時間外・休日労働が増加（減少）したと回答した主な理由は何ですか。次のうち最もふさわしい選択肢1つを選んでください。

（本問の有効回答は、問6で⑤以外の回答を行ったもののうち有効回答を行ったものを指し、本問の参考回答は問6の回答内容を問わず集計しています。）

（有効回答数：8、参考回答数：13）

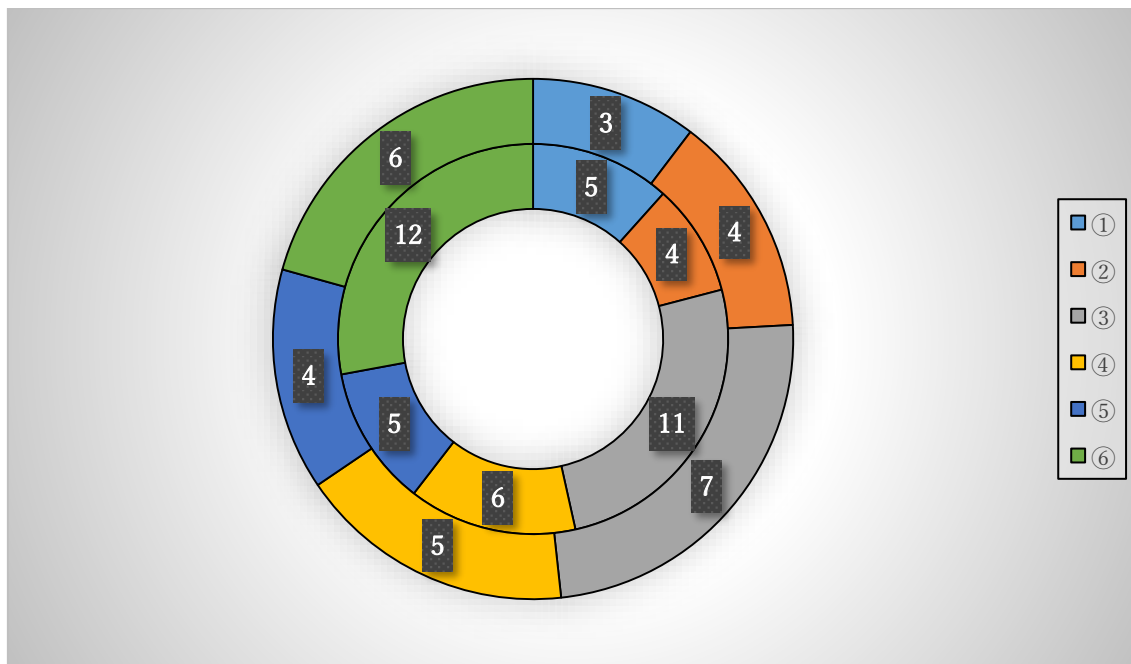


	有効回答数（外枠）		参考回答数（内枠）	
	数	割合	数	割合
① 介護サービス内容の複雑化（単純化）	0	—	0	—
② 介護サービス利用者の増加（減少）	2	22.2%	4	30.8%
③ 介護サービス提供従事者（労働者）の減少（増加）	5	55.6%	6	46.2%
④ 介護保険制度の変更	0	—	0	—
⑤ その他上記以外の理由	1	11.1%	3	23.1%

時間外・休日労働の増加（減少）の理由を伺ったところ、サービス提供に従事する労働者の増減を挙げる有効回答が最も多くなりました。回答数5件のうち、問6で②と回答したものが3件、③と回答したものが2件であり、労働者数の変動は必ずしも増加又は減少のいずれかに偏っているものではありませんでした。

問8 貴所が実施している重度訪問介護事業において、適正な人員配置を100と仮に算定した場合、現状の人員はどの程度ですか（例・適正な人員の1.5倍配置されている場合は150）。

（有効回答数：29、参考回答数：43）

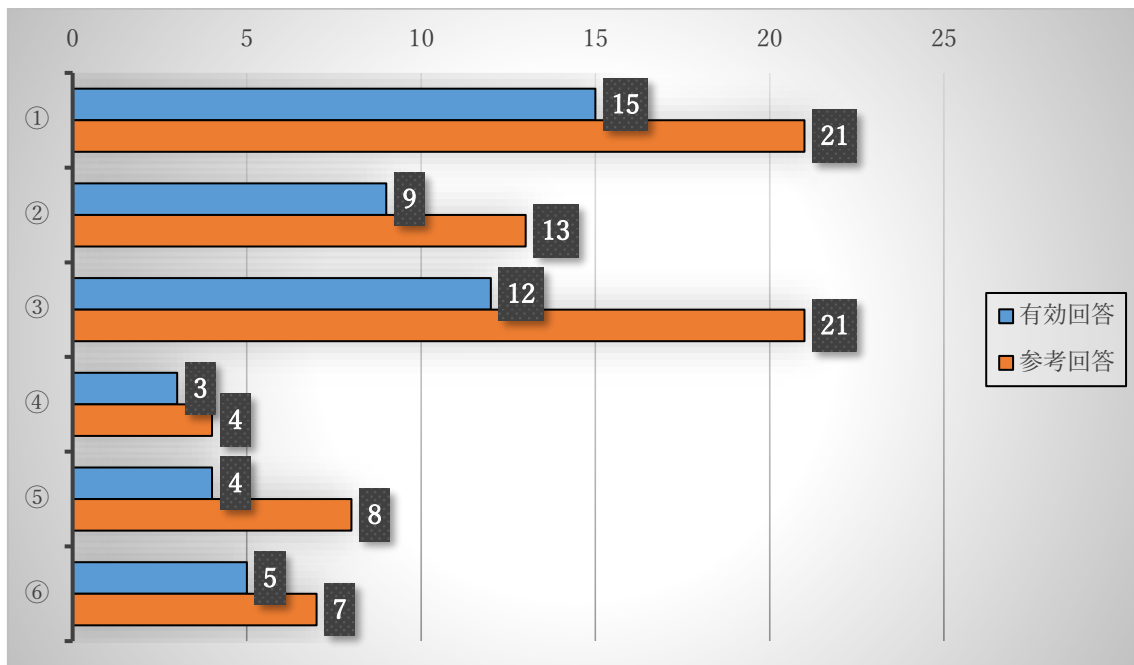


	有効回答数（外枠）		参考回答数（内枠）	
① 120を超える	3	10.3%	5	11.6%
② 100を超え120以下	4	13.8%	4	9.3%
③ 100前後	7	24.1%	11	25.6%
④ 80を超え100以下	5	17.2%	6	14.0%
⑤ 50を超え80以下	4	13.8%	5	11.6%
⑥ 50以下	6	20.7%	12	27.9%

人手の充足度について伺いました。有効回答、参考回答のいずれも過半の事業所において適正な人員配置と比較して労働者が不足していると回答していましたが、一方で2割以上の事業所では十分人手が足りているとの回答であり、労働力の偏在が明らかになりました。

問9 適正な人員配置を達成するために、どのような措置が必要であるとお考えですか（複数回答可）。

（有効回答数：29、参考回答数：44）



	有効回答	参考回答
① 新たに労働者を雇い入れるにあたっての費用及び賃金の助成	15	21
② 重度訪問介護に関する介護サービス提供についての規制の見直し	9	13
③ 介護報酬をはじめとする介護保険制度の見直し	12	21
④ 書簡部局による重度訪問介護サービス利用者の平準化等の調整	3	4
⑤ 労働時間や賃金制度など、労働基準関係法令の見直し	4	8
⑥ 特に措置は必要ない	5	7

人員配置に直結する人件費について、何らかの助成を求める意見が多いほか、介護保険制度の見直しを求める意見が回答の半数近くを占めました。

問 12 （自由記入欄）労働行政へのご要望などございましたらご記入ください。

回答は抜粋し、一部内容を要約しています。

- ・ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症がまん延し、予定では 36 協定以内の残業時間を予定していても余剰人員がいるわけではないので、どうしても出勤できる方に過剰に出勤してもらい、その結果残業が増えてしまう。
- ・ 重度訪問介護サービスは 24 時間対応の支援が必要である一方、入院などにより契約が中断（終了）した場合の仕事量の増減が極めて大きくなる。そのため、利用者契約とスタッフの配置のバランスがとても難しい。
- ・ 重度訪問介護の夜間勤務は、利用者が就寝しているケースも多く、いわゆる手待ち時間が長くなっている。この時間を月 45 時間の残業規制から除外してもらいたい。
- ・ 重度訪問介護の特性上、1 日 8 時間労働又は変形労働時間制にはなじまないのではないか。コンプライアンスを重視するほど現実との矛盾があり、これを解消する必要がある。
- ・ 重度訪問介護サービスは、人員不足でお断りしている。
- ・ サービスの提供をお断りしているのではなく、重度訪問介護サービスの提供依頼がないので実施していない。

(クロス集計) 問4 (時間外・休日労働) × 問8 (人員の充足感)

有効回答

		問4						
		① なし	② -30H	③ 30- 45H	④ 45- 60H	⑤ 60- 80H	⑥ 80- 100H	⑦ 100H -
問8	① 120-	2	1					
	② 100-120		1	2	1			
	③ 100 前後	4	2	1				
	④ 80-100	1	3				1	
	⑤ 50-80		3	1				
	⑥ -50	4	2					

参考回答

		問4						
		① なし	② -30H	③ 30- 45H	④ 45- 60H	⑤ 60- 80H	⑥ 80- 100H	⑦ 100H -
問8	① 120-	2	2	1				
	② 100-120		1	2	1			
	③ 100 前後	6	3	2				
	④ 80-100	1	4				1	
	⑤ 50-80	1	3	1				
	⑥ -50	9	2					1

時間外・休日労働と人員の充足感についてクロス集計を行ったところ、想定では表の左上から右下にかけて回答が集中すると思われていましたが、人員不足感の強い事業所でも時間外・休日労働がない又は30時間以下と回答するものが一定数認められるなど、強い相関性は認められませんでした。